

四国中央市公営企業物品購入等の契約に係る入札参加者の資格及び指名基準に関する要綱

平成30年 3 月30日

告示第38号

(趣旨)

第1条 この告示は、公営企業が発注する物品の購入、物品の修繕及び印刷製本（以下これらを「物品購入等」という。）の契約に係る入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び指名競争入札に付す場合における業者の指名基準に関し必要な事項について定めるものとする。

(資格要件)

第2条 入札に参加しようとする者は、あらかじめ入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

2 資格審査を受けようとする者は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者
- (2) 国税及び地方税を完納している者
- (3) 営業に際し許可、認可等を必要とする業種の場合は、これを得ている者

(資格審査申請)

第3条 資格審査を受けようとする者は、管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により公営企業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）が別に定める入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(1) 登記簿謄本（法人に限る。）

(2) 印鑑証明書

(3) 次に掲げる税に関する納税証明書

ア 法人 市税（市外の者を除く。イにおいて同じ。）、法人税並びに消費税及び地方消費税

イ 個人 市税、所得税並びに消費税及び地方消費税

(4) 委任状（入札及び契約に係る権限を支店、営業所等へ委任する場合に限る。）

(5) 使用印鑑届

(6) 営業に際し必要な許可、認可等を得たことを証する書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書等の様式及び提出期間は、管理者が別に定める。

(有資格業者名簿への登録)

第4条 管理者は、前条第1項の申請書を受理した場合は、これを審査し、適当と認めたときは、入札参加資格を有すると決定した者（以下「有資格業者」という。）について、入札参加有資格業者名簿（以下「名簿」という。）を作成し、当該名簿に登録するものとする。

(審査結果の通知)

第5条 管理者は、資格審査を受けた者から請求があったとき、又は審査の結果入札参加資格を有しないと決定した者に対してその結果を通知するものとする。

(有効期間)

第6条 名簿の有効期間は、資格審査を行った年度の翌年度4月1日から当該資格審査を行った年度の翌々年度の3月31日までとする。ただし、管理者が特別な事由があると認めるときは、有効期間を延長することができる。

(変更の届出)

第7条 有資格業者は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて変更が生じたときは、速やかに、その事実を証する書類を添えて、その旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 法人にあつては代表者氏名、個人にあつてはその者の氏名
- (4) 委任状の記載事項
- (5) 代表者印又は使用印鑑

(指名基準)

第8条 管理者は、指名競争入札を行うときは、名簿に登録された者のうちから入札に参加する者を指名するものとする。

2 前項の規定により指名する場合の基準は、別表のとおりとする。

(市内業者の育成等)

第9条 管理者は、指名競争入札における指名に当たっては、契約の適正な履行の確保ができる範囲内において、地域産業の振興を図るため、市内有資格業者の優先的指名に配慮するとともに、中小業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に該当する業者をいう。)の受注機会の確保に配慮するものとする。

(指名業者数)

第10条 指名競争入札において指名する業者の数は、次の各号に掲げる予定価格に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該指名を受けた者が辞退した場合は、追加の指名は行わないものとする。

- (1) 300万円未満 3者以上
- (2) 300万円以上1,000万円未満 5者以上
- (3) 1,000万円以上 7者以上

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、同項に定める数を確保することが困難であると認められる場合は、これを変更することができる。

(その他)

第11条 この告示の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月30日告示第87号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

業者指名基準

指名基準	運用基準
1 不誠実な行為の有無	次に掲げる者は、指名しないこととする。 (1) 四国中央市公営企業建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成19年四国中央市告示第120号）に基づく入札参加資格停止期間中である者 (2) 物品購入等の契約について、契約書等に基づく指示等に従わないこと等契約の履行が不誠実である者 (3) 前2号に掲げるもののほか、不誠実な行為がある者
2 経営及び信用の状況並びに履行能力	経営状況の悪化又は資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、受注状況を考慮して確実に契約の履行が成されると認められる者であること。
3 指名及び納入実績等	物品購入等の契約における同種業務等の指名実績及び納入実績を総合的に勘案する。ただし、特殊な物品又は重要物品の調達等においては、官公署等での納入実績、経営規模、信用度、納入後の保守管理等を総合的に勘案する。
4 契約の内容に適した専門性及び技術的適性	物品購入等の契約の履行に当たって、必要とする特殊な技術及び設備を有し、かつ、物品の納入後におけるアフターサービスが必要なものについては、当該サービスが完備している者であること。
5 契約に対する許可、認可等	物品購入等の契約の履行に当たって、許可、認可等を必要とする業種の場合は、これを得ている者であること。